

第8回教育委員会会議録

1. 日 時 平成30年12月3日（月）
開会：午後1時28分
閉会：午後2時45分
2. 場 所 筑後市役所 東庁舎 303会議室
3. 出席委員 教育長：中 村 英 司 委 員：齋 藤 百 合
委 員：久 保 大 委 員：石 橋 厚 子
委 員：吉 田 和 博
4. 事 務 局
教育委員会次長：森 田 欣 也 学 校 教 育 課 長：坂 本 啓 悟
社 会 教 育 課 長：山 田 邦 昭 教 育 指 導 主 事：田 中 庸 二
学 校 教 育 課 総 務 担 当 係 長：堤 好 弘 指 導 主 事：堤 豊
指 導 主 事：角 英 二
5. 書 記
学 校 教 育 課：船 津 裕
6. 議 題
 - 1 開会のことば
 - 2 教育長あいさつ及び教育長会報告
 - 3 議事
 - (1) 議案第41号 平成31年度県費負担教職員の人事異動方針について
教育長 それでは、議事に入らせていただきます。
議案第41号 平成31年度県費負担教職員の人事異動方針について、先ほどの説明と重なる部分もありますが、議案として改めて説明したいと思います。学校教育課長。
坂 本 それでは、資料2の3ページをご覧ください。
県費負担教職員の人事異動方針（案）ということで提案をさせていただきます。もちろん、先ほど説明がありました県の方針に沿ってという形になります。
1番が「適材適所を旨とし、教職員構成の適正化と充実を図る。」、
2番が「新陳代謝の促進を図り、清新の気風を醸成する。」、

3番が「他市郡との人事交流を推進する。」、そして4番が「長期展望の下に、人材の適正な配置に努める。」、そして5番が「昇任については、学歴偏重、年功序列を排し、実力主義を旨とし、職員の士気の高揚を図る。その際、若い人材や女性の登用を積極的に行う。なお、管理職については、人格高潔で有能な人材を任用する。」、6番が「新規採用教職員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。」というものです。

裏面を見ていただければと思います。

裏面のほうに、これは人事異動取扱方針（案）ということで、少し細かい点、つまり取扱方針を記載しております。全部は申し上げませんが、主な点だけということで、管理職の配置については、業績評価の結果の活用というものをもとに行いたいというふうに考えています。降任については、希望する者、本人の希望を尊重するという事です。あと、女性の管理職の任用を図るということ。

それから、主幹教諭・指導教諭については、これも適材適所の配置、降任については本人の希望を尊重、女性の登用を図るというものです。

それから、教諭等につきましては、年齢構成・男女比・教科等を踏まえて配置に努めるということと、それから、本人の異動調書を尊重して適材適所の配置を行うというもの。それから、同一校に永年勤続者がいる場合、計画的な異動を図るというもの。それから、新規採用で配置された職員については、その育成を考慮して行う。学校事務については、共同実施を踏まえた職員配置に努めるというものです。

再任用については、県の再任用制度に準じて配置をするというところがあるところです。

その他は、事務所管内の市郡間交流の推進に努める。そして、その場合は教職員の通勤時間を配慮するというものです。あとは、教育上特別の配慮を必要とする学校は、実情を考慮して行うということ。それから、配偶者三親等内の親族の同一校勤務は原則として避けるというような方針になっております。

以上です。

教育長

人事異動方針（案）ということで、先ほどの県の方針を受けて、筑後市版を提案させていただいたということです。基本的には県の方針からの変更点はないということで提案をさせていただ

きました。何かご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第41号に賛成の方、挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

(2) 議案第42号 筑後市学校週休5日制に伴う学校開放「エンジョイ広場」事業補助金交付要綱の一部改正について

教育長 議案第42号 筑後市学校週休5日制に伴う学校開放「エンジョイ広場」事業補助金交付要綱の一部改正についてお願いいたします。社会教育課長。

山田 それでは、資料3をご覧ください。

1枚めくっていただきます。新旧対照表をつけさせていただいております。今回この補助金交付要綱を見直すに当たりまして、題名を簡素化させていただいて、「エンジョイ広場」事業補助金交付要綱と変えております。学校週5日制に伴うというような内容については、趣旨の中で改めて記載をさせていただいております。

それから、第3条のほうで、これが今回見直しのきっかけになったところなのですが、これまで学校施設を利用してという形で要綱上は学校施設のみしか使えないような要綱になっておりましたが、実態としては学校周辺のいろんな公共施設などを使ってあったり、中には久留米にあります少年科学館に行かれて体験活動をしていました。そういった部分が監査のほうからも要綱上好ましくないようなところがあるとの指摘を受けて、今回は、基本的にはあくまでも学校施設を使っていただきますが、その他、市長が適当と認める場所、これまでに例があったような場所については一定認めていくというところで要綱改定をさせていただいております。

それから、第3条の大きな変更といえば、(3)になりますが、年間の実施日数が、一部の小学校区においては、これまで年間20日以上の実施をお願いしていましたが、少し難しいというご意見もありまして、これまでの過去の実績を見ますと、年間16日以上についてはどこの校区も実施しておりましたので、せめて16日以上、月2回ですから8カ月以上はやっていただ

きたいというところで、今回この辺のハードルを若干下げさせていただいたところになります。

4ページになりますが、この事業については、もう既に今年度分から遡及して適用させたいということで、30年度の補助金から適用するという附則をつけさせていただいております。

説明については以上になります。

教育長 エンジョイ広場の事業補助金交付要綱の変更です。若干緩和したということ。基本、緩和ですね。何かご質問ございませんでしょうか。

吉 田 4日間も減らしていいのですね。今まで20回以上になっとったような気がするのですが。

山 田 基本は、せっかく今まで20回以上してあるところについては、あえて減らされるのはいかがなものかなと思いますが、一部の校区では、20日以上で開催が必要であればやめたいと言われる校区もありましたので、回数を減らすことで続けていただくのであればというところで、今回年間回数を減らしたところですので、まだまだ地域的にご協力いただける地域については、ぜひ20回以上を目指していただきたいと思います。

教育長 よろしいですか。

吉 田 わかりました。

教育長 ほかがございませんか。よろしいですか。

(な し)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第42号、エンジョイ広場の交付要綱の一部改正について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

4 協議事項

(1) 小学校再編の比較検討案について

5 報告事項

(1) 筑後市教育委員会事務局職員の分限(休職)処分について

(2) コミュニティスクールについて

(3) 全国学力・学習状況調査結果報告

6 その他

(1) 次期教育委員会

7 閉会のことば